

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和8年2月17日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第3 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、令和6年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、令和6年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

ホップステップ・パブリックサービス株式会社（盛岡市地域経済循環創造事業費補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項で規定するもののうち、次の2団体とした。

(1) 盛岡中央市場冷蔵株式会社

(2) 株式会社もりおかパークマネジメント

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき令和6年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

(1) 盛岡南ボールパーク株式会社（いわて盛岡ボールパーク）

(2) イーハートーブ・マネジメント（盛岡市産業支援センター）

第4 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

1 財政援助団体

補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。

3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第5 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

1 財政援助団体

- (1) 交付決定手続に関すること。
- (2) 事務事業の執行に関すること。
- (3) 補助等に係る実績及び成果に関すること。

2 出資団体

- (1) 出資の目的に関すること。
- (2) 事業経営に関すること。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 条例等に関すること。
- (2) 協定に関すること。
- (3) 管理費用に関すること。

第6 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書と、監査実施日に提出された財政援助団体等の会計処理に係る諸帳簿、証書類その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、財政援助団体等の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等を聴取して適否の確認を行った。

第7 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和7年11月6日から令和8年2月17日まで

監査対象機関	実地監査期日及び場所
【財政援助団体】 ホップステップ・パブリックサービス株式会社	令和7年12月5日 玉山総合事務所2階 202会議室
【出資団体】 盛岡中央市場冷蔵株式会社	令和7年12月1日 盛岡中央市場冷蔵株式会社 2階 会議室
株式会社もりおかパークマネジメント	令和7年12月2日 ZOOMOBASE 2階 事務所打合せスペース
【公の施設の指定管理者】 盛岡南ボールパーク株式会社	令和7年12月3日 いわて盛岡ボールパーク 1階 関係者室01
イーハトーブ・マネジメント	令和7年12月4日 盛岡市産業支援センター3階 会議室

第8 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。

7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

事務の執行はおおむね良好と認められたが、財政援助団体等の一部には、別紙に掲げる是正又は改善を要する事例が見受けられたので、適切に措置されたい。

ホップステップ・パブリックサービス株式会社

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市八幡町3番8号

ホップステップ・パブリックサービス株式会社

代表取締役 岩渕 公二

2 財政援助の目的

当該補助金は、地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業を支援し、地域の経済循環を創出・拡大させ、地域力の維持・強化に資することを目的とするものである。

3 補助金額等

盛岡市地域経済循環創造事業費補助金

補助金額	交付決定年月日	交付年月日	交付金額
10,000,000円	令和7年1月23日	令和7年5月20日	10,000,000円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

盛岡中央市場冷蔵株式会社

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市羽場10地割100番地
盛岡中央市場冷蔵株式会社
代表取締役社長 白澤 徹

2 出資の目的

当該法人は、盛岡市中央卸売市場内において市場機能を補完し、生鮮食料品の安定供給を図るため、冷凍・冷蔵保管事業、製氷・販売事業を営むことを目的として設立された法人であり、当該法人の経営の安定を図り、水産物の品質保全等盛岡市中央卸売市場の供給機能を強化するため出資したものである。

3 出資金額等

盛岡中央市場冷蔵株式会社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和43年7月13日	(昭和45年9月16日)	30,000,000円 (15,000,000円)	50.0%
	(昭和46年10月14日)	(5,000,000円)	
	(昭和47年6月30日)	(4,000,000円)	
	(平成12年12月26日)	(6,000,000円)	

4 監査の結果

当該団体は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

株式会社もりおかパークマネジメント

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市新庄字下八木田 60 番地 18

株式会社もりおかパークマネジメント

代表取締役 加藤 彰

2 出資の目的

当該法人は、盛岡市動物公園再生事業計画の理念に則り、都市公園を中心とした誰もがあそびたくなるあそび場づくりに関する事業を営むことを目的として設立された法人であり、公益上の必要性から出資したものである。

3 出資金額等

株式会社もりおかパークマネジメント出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
令和元年7月8日	令和元年7月8日	4,900,000円	49.5%

4 監査の結果

当該団体は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 令和5年（第5期：令和5年6月1日～令和6年5月31日）の交通対策費（買掛金）及び令和6年（第6期：令和6年6月1日～令和7年5月31日）の法定福利費（未払費用）の5月の取引について、翌決算期に計上されていた事例が見られた。

経営状況の正確な報告のため、各会計期間に適切に計上するなど適正な事務の執行を求める。

盛岡南ボールパーク株式会社

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市中央通三丁目4番7号
盛岡南ボールパーク株式会社
代表取締役 伊早坂 睦

2 管理を行う公の施設

いわて盛岡ボールパーク

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は、野球をはじめとする球技、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供する施設として設置しており、盛岡南ボールパーク株式会社を指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

いわて盛岡ボールパーク

指定管理料	支出年月日	支出金額
114,844,340円	令和6年10月31日	61,189,545円
	令和7年4月30日	53,654,795円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

イーハトーブ・マネジメント

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市北飯岡二丁目4番23号

イーハトーブ・マネジメント 代表団体

株式会社イーハトーブ・スクエア

代表取締役 黒澤 芳明

2 管理を行う公の施設

盛岡市産業支援センター

3 指定管理者による管理の目的

活力のある産業の振興を図るため、創業者（事業を開始しようとする者及び事業を開始している者で当該事業を開始した日以後5年を経過していないものをいう。）及び市内において事業を営む者の事業活動を支援する施設として産業支援センターを設置しており、イーハトーブ・マネジメントを指定管理者とすることにより、その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市産業支援センター

指定管理料	支出年月日	支出金額
18,114,000円	令和6年4月26日	4,573,000円
	令和6年7月1日	4,482,185円
	令和6年10月1日	4,576,700円
	令和7年1月6日	4,482,115円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。